2013年5月10日

各　位

会 社 名　　株式会社　りそなホールディングス
代表者名　　取締役兼代表執行役社長　東　和浩
(コード番号　8308　　東証・大証 各一部)

『公的資金完済プラン』に係る定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングス(以下、当社といいます。)は、2013年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、2013年6月21日に開催を予定しております定時株主総会(以下、本定時株主総会といいます。)ならびに普通株主、丙種優先株主、己種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第6種優先株主に係る各種類株主総会(以下、本種類株主総会といいます。)に、当社定款の一部変更(以下、本定款変更といいます。)を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本定款変更は、本日策定しました『公的資金完済プラン』(以下、本プランといいます。本プランの詳細は、本日別途開示しております「『公的資金完済プラン』の策定について」をご参照ください。)の一環として実施するものであり、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく公的資金についての分割返済を可能とするため、丙種優先株式および己種優先株式の定款記載の条件を以下のとおり変更するものであります。また、現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、当社の発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を以下のとおり変更するものであります。

(1)　丙種優先株式および己種優先株式の内容の変更

ア)　丙種優先株式および己種優先株式に関する、普通株式を対価とする一斉取得日の延期および取得請求権の行使期間の延長

丙種優先株式および己種優先株式の普通株式を対価とする一斉取得日(いわゆる普通

株式への一斉転換日)を、いずれも 2018 年 3 月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで延期するとともに、丙種優先株式および己種優先株式に付された取得請求権の行使期間(いわゆる転換期間)を、いずれも 2018 年 3 月期に係る定時株主総会の開催日まで延長します。

イ) 丙種優先株式および己種優先株式に関する優先配当額の変更

① 丙種優先株式および己種優先株式に対して、従来の優先配当とは別に、それぞれ総額で、年間 120 億円および年間 200 億円(固定)の特別優先配当に係る規定を設けます。この特別優先配当は、公的資金の分割返済に充当されます。

② 丙種優先株式および己種優先株式に関して、上記①記載の毎年の特別優先配当の支払い(公的資金分割返済)により、公的資金の要返済額残高が年々減少するのに合わせて、従来の優先配当額が比例的に減少するよう、従来の優先配当額の定めを変更します。

(2) 発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数の減少

現在の普通株式の発行可能種類株式総数は、現時点で公的資金との関係で潜在的に必要となり得る株式数を考慮しても余剰があるため、本プランの策定を機に、発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を減少させます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

本定時株主総会開催日	2013 年 6 月 21 日(注 1)
効力発生予定日	2013 年 5 月 10 日開催の当社取締役会の決議に基づく当社による自己株式(普通株式)の一部取得が実施され、当社が支払った取得価額の総額が 1,000 億円から 10 万円を減じて得た額(注 2)(999 億 9,990 万円)以上となる取得に係る決済が完了した日

(注1) 本種類株主総会も本定時株主総会開催日と同日に開催します。

(注2) 当社普通株式の売買単位が100株であるところ、取得価額の総額が1,000億円とならない場合があり得るため、1,000億円から1,000円に売買単位(100株)を乗じた額を減じております。

4. その他

本定款変更の効力は、①本定時株主総会にて、本定款変更に係る議案に加え、別途お知らせしております、その他利益剰余金の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少に係る議案が原案どおり承認可決されること、②本種類株主総会において、本定款変更に係る議案がそれぞれ原案どおり承認可決されること、ならびに③2013年5月10日開催の当社取締役会の決議に基づく当社による自己株式(普通株式)の一部取得が実施され、当社が支払った取得価額の総額が1,000億円から10万円を減じて得た額(注)(999億9,990万円)以上となる取得に係る決済が完了したことを条件とします。

(注) 当社普通株式の売買単位が100株であるところ、取得価額の総額が1,000億円とならない場合があり得るため、1,000億円から1,000円に売買単位(100株)を乗じた額を減じております。

＜本件に関するお問い合わせ先＞
株式会社りそなホールディングス　コーポレートコミュニケーション部
（東京本社）TEL：03－6704－1630、（大阪本社）TEL：06－6264－5685、（埼玉分室）TEL：048－835－1524

別紙

定款変更案

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	**第 2 章 株 式**
（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、7,574,520,000 株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。	（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、6,274,520,000 株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。
普通株式 7,300,000,000 株 丙種優先株式 12,000,000 株 己種優先株式 8,000,000 株 第 3 種優先株式 225,000,000 株 第 4 種優先株式 2,520,000 株 第 5 種優先株式 4,000,000 株 第 6 種優先株式 3,000,000 株 第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株	普通株式 6,000,000,000 株 丙種優先株式 12,000,000 株 己種優先株式 8,000,000 株 第 3 種優先株式 225,000,000 株 第 4 種優先株式 2,520,000 株 第 5 種優先株式 4,000,000 株 第 6 種優先株式 3,000,000 株 第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第 3 章 優先株式	**第 3 章 優先株式**
（優先配当金） 第 11 条 当会社は、第 54 条に定める剰余金の配当（第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。	（優先配当金） 第 11 条 当会社は、第 54 条に定める剰余金の配当（第 54 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先株式 1 株につき 68 円	丙種優先株式 1 株につき、以下の算式で定める(ｲ)と(ﾛ)との合計額とする。 (ｲ)基本優先配当金 1 株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する） $68円 \times \left(1-\frac{特別優先配当金累積額}{公的資金残額}\right)$

定款変更案

別紙

（下線部分は変更箇所）

			特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の(ﾛ)の特別優先配当金（以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額 公的資金残額： 600 億円 (ﾛ)特別優先配当金 1 株につき　120 億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）
己種優先株式	1 株につき　185 円	己種優先株式	1 株につき、以下の算式で定める(ｲ)と(ﾛ)との合計額とする。 (ｲ)基本優先配当金 1 株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する） $185円\times\left(1-\frac{特別優先配当金累積額}{公的資金残額}\right)$ 特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ﾛ)の特別優先配当金（以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額 公的資金残額： 1,000 億円 (ﾛ)特別優先配当金 1 株につき　200 億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）
第 3 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額（2,000 円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その	第 3 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額（2,000 円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第 3 位まで算出し、その

定款変更案

別紙

（下線部分は変更箇所）

	小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。 配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円 LIBOR（1 年物)＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成 16 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日とする。 ユーロ円 LIBOR（1 年物）は、平成 16 年 4 月 1 日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 1 年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（ＢＢＡ)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR（1 年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前 11 時における日本円 1 年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR（1 年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。		小数第 3 位を四捨五入する)を支払う。 配当年率は、平成 16 年 4 月 1 日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率＝ユーロ円 LIBOR（1 年物)＋0.50％ 配当年率は、％位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成 16 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日とする。 ユーロ円 LIBOR（1 年物）は、平成 16 年 4 月 1 日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 1 年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（ＢＢＡ)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR（1 年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前 11 時における日本円 1 年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円 LIBOR（1 年物）に代えて用いるものとする。 営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
第 4 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額（25,000 円）に、年 3.970％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額 25,000 円に対し 992 円 50 銭）とする。	第 4 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額（25,000 円）に、年 3.970％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額 25,000 円に対し 992 円 50 銭）とする。
第 5 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額（25,000 円）に、年 3.675％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額 25,000 円に	第 5 種優先株式	1 株につき、その払込金相当額（25,000 円）に、年 3.675％の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額 25,000 円に

別紙

定款変更案

（下線部分は変更箇所）

対し 918 円 75 銭）とする。	対し 918 円 75 銭）とする。
第 6 種優先株式　1 株につき、その払込金額（25,000 円）に、年 4.95%の配当率を乗じて算出した額（払込金額 25,000 円に対し 1,237 円 50 銭）とする。	第 6 種優先株式　1 株につき、その払込金額（25,000 円）に、年 4.95%の配当率を乗じて算出した額（払込金額 25,000 円に対し 1,237 円 50 銭）とする。
第一回ないし第四回第 7 種優先株式　1 株につき、その払込金額（1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第一回ないし第四回第 7 種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。	第一回ないし第四回第 7 種優先株式　1 株につき、その払込金額（1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第一回ないし第四回第 7 種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。
第一回ないし第四回第 8 種優先株式　1 株につき、その払込金額（1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第一回ないし第四回第 8 種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。	第一回ないし第四回第 8 種優先株式　1 株につき、その払込金額（1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第一回ないし第四回第 8 種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年 5%を加えた率を上限とする。
②　(条文省略)	(現行どおり)
③　（条文省略）	(現行どおり）
（優先中間配当金） 第 12 条　当会社は、第 54 条第 1 項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額の 2 分の 1 を上限として、中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。	（優先中間配当金） 第 12 条　当会社は、第 54 条第 1 項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の額<u>（丙種優先株主および己種優先株主にあっては、第 11 条第 1 項に定める基本優先配当金の額）</u>の 2 分の 1 を上限として、中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。

別紙

定款変更案

（下線部分は変更箇所）

（優先株式の取得条項） 第 18 条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式　1 株につき　1,667 円 己種優先株式　1 株につき　3,598 円	（優先株式の取得条項） 第 18 条　取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第 3 種優先株式、第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式（ただし、1 株未満の端数は切り捨てる）を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 丙種優先株式　1 株につき　1,667 円 己種優先株式　1 株につき　3,598 円
②　（条文省略）	（現行どおり）
③　（条文省略）	（現行どおり）
附則	**附則**
（丙種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 1 条　丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 イ．引換価額 (条文省略) ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成 27 年 1 月 1 日まで毎年 1 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修	（丙種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 1 条　丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 平成 30 年 3 月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。 (現行どおり) ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成 30 年 3 月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年 1 月 1 日（以下修正日という）に、修正

別紙

定款変更案

（下線部分は変更箇所）

正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 1,501 円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。	日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 1,501 円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整される。
ハ．引換価額の調整 （条文省略）	（現行どおり）
ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	（現行どおり）
（己種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 2 条　己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 平成 26 年 11 月 30 日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	（己種第一回優先株式の取得請求権の内容） 第 2 条　己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。 1．取得を請求し得べき期間 平成 30 年 3 月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 2．取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。
イ．引換価額 (条文省略)	(現行どおり)
ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成 26 年 7 月 1 日まで毎年 7 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 3,240 円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整	ロ．引換価額の修正 引換価額は、平成 30 年 3 月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年 7 月 1 日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が 3,240 円（ただし、下記ハ．により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。 なお、上記 45 取引日の間に後記ハ．に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ．に準じて調整

別紙

定款変更案

（下線部分は変更箇所）

される。 ハ．引換価額の調整 （条文省略） ニ．本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 （条文省略）	される。 （現行どおり） （現行どおり）

以　上